

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項



1. 横断的な改定事項



目次

Agenda

- (1) 注意点等
- (2) 強度行動障害を有する者への支援体制
- (3) 業務継続計画未策定減算
- (4) 監査指導部資料の確認
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
 - ・ 情報公表未報告減算
 - ・ 虐待防止未実施減算・身体拘束廃止未実施減算

（1）注意点等

1. 参考とした資料

○報酬改定に関する障害者支援課作成資料については、令和6年2月6日に開催された「第45回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」の資料を参考に作成しています。最新の情報は厚労省の下記のページからご確認ください。

（厚生労働省令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

2. 兵庫県実施の集団指導について

○障害者支援課作成資料では非常に重要なポイントに絞って説明しています。兵庫県が実施する集団指導についても必ずご覧ください。

3. 受給者証の発行等について

○今回の報酬改定に対応（各種加算の記載等）した受給者証の発行は、システム対応等の関係から4月中を予定していますので、しばらくお待ちください。

（２）強度行動障害を有する者への支援体制

各種加算の加算・拡充

○特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制充実のために、各種加算の拡充・新設等が行われます。

各種加算の例

（重度障害者支援加算）

	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
生活介護・ 施設入所支援								
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

（集中的支援加算）（居住系・通所系サービス等）

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000 単位／回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500 単位／日

（3）業務継続計画未策定減算

1. 概要

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設ける。

2. 減算単位

○業務継続計画未策定減算【新設】

サービスの種類に応じて3/100もしくは1/100に相当する単位数を減算

3. 算定要件

①業務継続計画を策定していない②業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は所定単位数を減算する。
※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

※訪問系、相談系サービスについては、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

4. 厚生労働省感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等URL（参考）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

（４）監査指導部資料の確認

1. 福祉・介護職員処遇改善加算

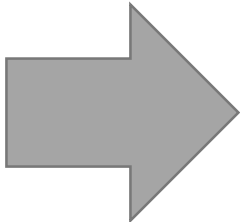
3種類の加算を一本化して、加算率を引き上げ。

2. 情報公表未報告減算

障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設。

3. 虐待防止未実施減算・身体拘束廃止未実施減算

虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%）の創設。身体拘束廃止未実施減算の減算額の見直し。



1. 2についての詳細は、「事業所が行う届出」をご確認ください。

3についての詳細は、「障害福祉施設等従事者による虐待防止について」をご確認ください。